

## XIII 公害・環境と人権

### 1 公害対策・環境保全委員会の発足

日弁連は、1964年10月の第7回人権擁護大会において、「騒音、悪臭、粉塵、大気汚染、工場廃液等の公害、もしくは爆発事故等の災害により、国民生活の安全がたえず危険にさらされている現状は誠に遺憾である。よって、憲法が国民に保障する人権の尊重と健康な生活の理念に照らし、速やかに、これら公害災害の予防および排除につき、強力な行政監督ならびに適切な立法措置を期待する。」との「公害、災害の予防排除の件(宣言)」を採択したのを機に、公害問題に対する積極的な取組を開始した。1967年6月には人権擁護委員会内に「公害問題対策特別委員会」を設置して活動を行ったが、1969年5月には、専門的、科学的知識に基づいて公害問題に取り組むため、これを人権擁護委員会から独立させ、特別委員会として「日弁連公害対策委員会」を発足させた。これ以降、同委員会を中心に、公害による深刻な生命・身体被害を人権問題と位置付け、公害関係立法の制定、改正に関する意見書の作成及び公害現場の実態調査等活動を行うようになった。

その後、公害の防止及び被害者救済の対策も不十分なまま、廃棄物問題、化学物質汚染問題、そして自然破壊といった新たな環境問題が生起し、これらの問題にも対処するようになった。そこで、1985年7月には名称を「公害対策・環境保全委員会」(以下「委員会」という。)とあらため、気候変動や生物多様性等の地球環境問題に対しても活動領域を広げるに至っている。

### 2 委員会の体制

委員会には、2018年12月現在、「環境法部会」、「廃棄物部会」、「大気・都市環境部会」、「水部会」、「自然保護部会」、「エネルギー・原子力部会」及び「化学物質・食品安全部会」の7つの部会と「気候変動対策プロジェクトチーム」、「リニア新幹線問題に関するプロジェクトチーム」、「公害紛争処理制度に関するプロジェクトチーム」、「福島被害回復プロジェクトチーム」及び「空き家問題・地域再生に関する政策提言検討プロジェクトチーム」の5つのプロジェクト

チームが設置されているほか、人権擁護委員会と共同で水俣病問題に関する対応にも取り組んでいる。

### 3 ここ10年間(2009年1月～2018年12月)の活動

#### (1) 委員会発足40周年記念事業

2009年度に委員会発足40周年を迎えたことから、記念シンポジウム「そしていのちを守るたたかいは続く～40年の軌跡と将来戦略」(2010年4月24日、弁護士会館2階クレオA)を開催した。ここでは、四大公害訴訟を始めとした公害・環境問題に対して委員会や弁護士がどのような活動を行ってきたか振り返った上で、今後の弁護士が取り組むべき課題などを検証した。

また、「弁護士白書2010年版」でも同様のテーマでの特集を組んだほか、過去に委員会が取りまとめた意見書及び報告書等の書籍化(株式会社すいれん舎出版)や委員長経験者による座談会などを行った。

#### (2) 委員会発足45周年記念事業

2014年度には委員会発足45周年を迎え、記念シンポジウム「災害復興と持続可能性～防潮堤問題から考える～」(2014年5月10日、仙台弁護士会館4階大会議室)を開催した。これは、2011年3月11日に発生した東日本大震災による巨大津波の甚大な被害を受けて、環境や住民意思を無視し、防潮堤ありきで巨大防潮堤の建設が進められていることに対して、警鐘を鳴らすものであった。

このシンポジウムの成果を踏まえて、同年11月20日には「防潮堤建設についての意見書」を取りまとめ、防潮堤建設についても環境影響評価の対象事業とすることや、防潮堤建設は地域住民との合意に基づき行われるべきであることなどを提言した。

#### (3) 人権擁護大会決議・宣言及びシンポジウム並びに意見書

委員会は、この10年間に行われた人権擁護大会のうち、次の7件の決議・宣言及びシンポジウムに関与している。

- ① 第52回人権擁護大会「地球温暖化の危険から将来世代を守る宣言」及びシンポジウム「ストップ地球温暖化～HOTな心でCOOLな選択を～」(2009年11月、和歌山)

- ② 第53回人権擁護大会「不法投棄等による被害の根絶と資源循環関連法制の抜本的改正を求める決議」及びシンポジウム「廃棄物公害の根絶をめざして～ゴミと汚染を強いられない、強い社会であるために～」(2010年10月、盛岡)
- ③ 第55回人権擁護大会「豊かな海をとり戻すために、海岸線の新たな開発・改変の禁止、及び沿岸域の保全・再生の推進を求める決議」及びシンポジウム「豊かな海をとり戻すために～沿岸域の保全・再生のための法制度を考える」(2012年10月、佐賀)
- ④ 第56回人権擁護大会「福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議」及びシンポジウム「放射能による人権侵害の根絶をめざして～ヒロシマから考える、福島原発事故と被害の完全救済、そして脱原発へ～」(2013年10月、広島)
- ⑤ 第57回人権擁護大会「原発訴訟における司法判断の在り方、使用済燃料の処理原則及び原子力施設立地自治体の経済再建策に関する宣言」及びシンポジウム「北の大地から考える、放射能汚染のない未来へー原発事故と司法の責任、核のゴミの後始末、そして脱原発後の地域再生へ」(2014年10月、函館)
- ⑥ 第58回人権擁護大会シンポジウム「放射能とたたかう～健康被害・汚染水・汚染廃棄物」(2015年10月、千葉)
- ⑦ 第60回人権擁護大会「生物多様性の保全と持続可能な自律した地域社会の実現を求める決議」及びシンポジウム「琵琶湖がつなぐ人と生きものたち～市民による生物多様性の保全と地域社会の実現をめざして～」(2017年10月、滋賀)

また、日弁連がこの10年間に公害・環境問題で公表した意見書は62件ほどあり、そのおおまかな内訳は次のとおりである。

気候変動問題関係23件、原子力・エネルギー関係11件、大気・都市関係7件、環境法関係6件、水・湿地問題5件、化学物質関係4件、水俣病関係3件、廃棄物関係1件、リニア関係1件、情報公開関係1件である。

以上からも明らかなように、この10年間を特

徴付ける活動は、2011年3月の福島第一原発事故を受けての取組と確実に進行しつつある地球温暖化問題に対する取組である。

#### (4) 福島第一原発事故を受けての取組

日弁連は、2000年10月に岐阜で開催された第43回人権擁護大会で、原発の新增設の停止と既存原発の段階的廃止や自然エネルギー促進法の制定等を求める「エネルギー政策の転換を求める決議」を採択した。しかし、政府や電力会社は、十分な安全対策を取ることを怠る一方で安全神話を振りまき原子力偏重のエネルギー政策を推進してきた。その結果が2011年3月の福島第一原発事故であった。日弁連は、その被害が広範かつ甚大で長期間に及ぶことを目の当たりにして、被災者に対して十分な救済を行うことはもとより、危険で後始末を後の世代に押しつける原発は即座に廃止されなければならないと確信するに至った。そして、同年5月6日には、再び原発の新增設の停止と既存原発の段階的廃止や自然エネルギー推進法の制定等を内容とする「エネルギー政策の根本的な転換に向けた意見書」を取りまとめ、同年7月15日には「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」を取りまとめ、原子力偏重から自然エネルギー推進へのエネルギー政策の転換を求めた。

なお、日弁連は、定期総会において、福島第一原発事故を受けて次のような宣言を採択している。

- ① 第62回定期総会「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」(2011年5月27日)
- ② 第63回定期総会「東日本大震災被災者及び福島第一原子力発電所事故被害者に対する支援活動を継続し、確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない宣言」(2012年5月25日)
- ③ 第65回定期総会「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者の基本的人権を回復し、脱原発の実現を目指す宣言」(2014年5月30日)

#### (5) 気候変動問題に対する取組

日弁連は、2009年11月6日の「地球温暖化の危険から将来世代を守る宣言」で、「地球温暖化による

被害は、現在及び将来世代の人権問題である。」との認識の下、「科学的知見に基づき、温室効果ガスを2050年までに1990年比80%まで直線的に削減することを目標とする中長期の排出削減目標を設定し、排出削減に実効性ある政策を導入して持続可能な低炭素経済の構築に踏み出し、これを将来世代に引き継いでいかなければならない。」として、再生可能エネルギーを2020年に一次エネルギーの20%まで拡大する目標を設定し、速やかにすべての再生可能エネルギーについての固定価格制度を導入することや石炭火力発電所及び原子力発電所の新增設を認めないこと等を宣言した。

しかし、日本は、2014年4月に策定した「第4次エネルギー基本計画」では石炭火力及び原子力を重要なベースロード電源と位置付け、石炭火力や原子力に固執したエネルギー政策を取り続けており、このままでは、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、日本も2016年11月に批准したパリ協定の「21世紀後半の早い時期に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする長期目標」を達成することは不可能である。

そこで、日弁連は、2018年6月15日に、「パリ協定と整合したエネルギー基本計画の策定を求める意見書」を取りまとめ、原子力や石炭火力から脱却すること、2030年の電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を30%以上に引きあげること等、当時策定中であった「第5次エネルギー基本計画」の内容をパリ協定と整合するものとすることを求めた。

### (6) その他の主要な課題に対する取組

上記(4)及び(5)以外の主要な課題に対する取組としては、次のものが挙げられる。

#### ① オーフス条約に関する取組

2017年2月16日に「環境にかかわる市民参加を保障するためにオーフス条約への加入と国内法制の拡充を求める意見書」を取りまとめ、公衆参加により環境問題を最も適切に解決するため、環境に関する情報へのアクセス、意思決定への参加、司法利用の権利の保障をする「オーフス条約」への参加を求めた。

#### ② 辺野古沖の埋立問題に関する取組

2013年11月21日に「普天間飛行場代替施設

建設事業に基づく公有水面埋立てに関する意見書」を取りまとめ、現在問題となっている辺野古沖の埋立問題について、「普天間飛行場代替施設建設事業」に基づく公有水面埋立ての承認申請を直ちに撤回すること、沖縄県と協議のうえ大浦湾・辺野古崎付近の海域につき、国立公園に指定する等の保全措置を講じ、ラムサール条約上の湿地登録手続を行うことなどを国に対して求めた。

#### ③ マイクロプラスチック問題に関する取組

2018年12月20日に「海洋プラスチック問題に対する意見書」を取りまとめ、海洋環境に深刻な影響を及ぼしつつあるマイクロプラスチック問題の解決を目指す「海洋プラスチック憲章」への早期署名などを求めた。

## 4 真に持続可能な社会の実現に向けて

20世紀末には、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会構造が地球環境をむしばみ、人類の生存が危機に瀕していることが明らかになった。その反省から、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(リオサミット)で持続可能な社会を構築すべきことが提唱され、既に30年近く経っている。EU諸国を始めその実現に向けて着実な取組をしている国も多い中、日本は、エネルギー政策に限らず環境問題に関する取組が十分とはいえない。このままでは、将来、しかも近い将来に禍根を残すことになろう。

そうならないように、日弁連には、基本的人権の擁護の観点から、世界の市民と協力して、人類の生存に対する脅威を除去するため、粘り強い活動が期待されている。

大木 一俊(栃木県)